

「受益証券等の直接募集等に関する規則」の一部改正

平成 25 年 12 月 19 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(勧誘開始基準)</p> <p>第 6 条の 2 正会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。<u>以下この条及び次条において同じ。</u>）に対し、自ら設定するレバレッジ投資信託に係る取得の勧誘（当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、正会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。</p> <p><u>(高齢顧客に対する勧誘による販売)</u></p> <p>第 6 条の 3 正会員は、<u>高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合には、当該正会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる投資信託、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 25 年 12 月 19 日から実施する。ただし、実施の日から起算して 3 か月を経過する日までの間は、第 6 条の 3 中「社内規則を定め」とあるのは、「社内規則を定めるなど態勢の整備に努めるとともに」と読み替えるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (同 左)</p> <p>(勧誘開始基準)</p> <p>第 6 条の 2 正会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。）に対し、自ら設定するレバレッジ投資信託に係る取得の勧誘（当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、正会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>